

「子どもを事故から守る!プロジェクト」の概要

平成24年6月 消費者庁

- ・目的: 『不慮の死亡事故』をはじめとする子どもの事故予防を図り、もって社会全体の事故予防に役立てていく。
- ・平成21年12月より開始。3つの取組(保護者や関係者に対する情報提供、製品・施設の改良促進)を推進。

3つの取組

①保護者に対する情報のつなぎ

子どもにとって何が危険でどのように注意すべきか、子どもの年齢・月齢に応じて情報提供

- (1)消費者庁ホームページ内「子どもを事故から守る!プロジェクト」サイト
(平成22年9月開設、24年2月刷新)
 - 「あなたのお子さんは安全?」
平成24年3月に、冊子形式の全体版も掲載。平成24年度に改訂発行予定。
 - 「安全チェックリスト・ワンポイントアドバイス」
 - 「皆様にお寄せいただいた体験談や工夫の紹介」
 - 「困ったときの相談窓口」
 - その他情報提供
- (2)消費者庁携帯サイト(平成22年9月開設)
子どもを安全関連情報や「子ども安全メール」のバックナンバー等を新着情報として携帯画面で提供。
- (3)「子ども安全メールfrom消費者庁」(平成22年9月～)
子どもの事故を防ぐための注意点や豆知識を、原則毎週木曜日に配信。
平成24年5月31日現在、第87号まで配信済み(別紙参照)。
- (4)リーフレット配付による情報提供
 - 「子どもの中毒事故の防止」(平成24年2月)
 - 「子どもの安全、携帯しよう」ほか
- (5)キッズデザイン賞
第5回キッズデザイン賞で「消費者担当大臣賞」を創設(平成23年3月)
大臣賞を表彰(平成23年8月)
- (6)シンポジウムの開催(平成24年3月)
子どもの事故予防の重要性及び子どもの発達と事故との関連性について有識者の講演、消費者庁や自治体での取組事例の紹介等。

②地方自治体、学校等の関係者に対する情報のつなぎ

他の関係者の取り組んでいる様々な事例等を紹介

- (1)関係機関の先進的な取組の情報提供
関係機関の先進的な取組について、「子どもを事故から守る!プロジェクト」サイトに紹介、他の機関による取組促進を図っている。
- (2)子どもの事故防止に役立つ、体験施設・教材・資料の紹介
地方自治体、学校等による子どもの安全教育の実施を促進するため、必要となる教材等を上記ホームページに掲載し、提供。

③事故原因となる製品・施設の改良の促進

- 遊具の安全確保対策
(平成22年4月)
- ライター規制を検討する消費生活審議会WGへの情報提供
(平成22年3月、4月)